

エジプトにおける営業秘密保護に 関する法規概要および運用実態



Maddock & Bright IP Law Office

Abdelwahab Moustafa
(パートナー弁護士)

Maddock & Bright IP Law Office は、1949年に設立された知財を専門とするエジプト法律事務所。エジプトのみならず中東および北アフリカにもオフィスを構える。Abdelwahab Moustafa氏は、Maddock & Bright事務所のパートナー弁護士であり、知的財産分野において15年の経験を有する。特許、意匠の出願や訴訟、知的財産権全般のライセンスやコンサルティングを行っている。

エジプトはTRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）の加盟国であり、同協定に基づいて営業秘密の保護を図っている。本稿では、営業秘密の保護に係るTRIPS協定第39条2項ならびに3項を参照しつつ、エジプトにおいて営業秘密を保護するための法規や運用の実態、情報管理における留意点などについて解説する。

1. 非公開情報に対する法的保護の条件

TRIPS協定第39条2項では、合法的に管理される情報が次の(a)から(c)までの規定に該当する場合には、かかる情報の所有者の承諾を得ずに、他者が情報を開示し、取得しまたは使用することを防止することができる。

- (a)情報が秘密である
- (b)その秘密性に由来して情報の商業価値がある
- (c)情報の管理者が秘密性保持のために合理的な措置を実施している

エジプト知的財産権法（2002年法律第82号、以下「知財法」）第55条が、第39条2項と同趣旨の規定を有する（知財法第55条）。知財法第57条は、かかる情報の所有者が秘密性を保護するための管理義務および管理責任について規定している。この義務については改めて後述する。

一方、エジプト民法は、秘密情報が公衆の使用可能となった場合にも、ライセンシーのみは当該情報の使用について、厳しい制限を要求する。民法は、情報所有者とライセンシーとの間で交わされた契約の条件は尊重され、順守されるべきだという基本理念に基づいているため、契約における守秘義務条項によっては、公知となった情報についても契約当事者であるライセンシーのみが制限されるような事態が起こりうるのである。

2. 医薬品もしくは農業用化学品の販売認可を取得するために政府当局に提出される情報の保護

TRIPS 協定第 39 条 3 項で定めるかかる情報の保護について、エジプトでは知財法第 56 条で次のように規定されている。

「本法の規定に定められた保護は、医薬品認可のために行われる試験に必要な新規の化学成分を使う薬品または農薬の認可を求めために提出された、相当な努力を伴う秘密情報にまで広げられるものとする。

当該情報を受け取った管轄当局は、当局への提出日からそれが秘密でなくなるまでの期間または 5 年以下の期間でいずれか先に到来する方の期間中、開示および不正商業使用から当該情報を保護しなければならない。

公衆を守る必要がある場合、管轄当局による情報の開示は、情報所有者の権利を侵害するとはみなしてはならない」

この規定については、大手医薬メーカーが多数存在する米国から政府申入れが再三なされたが、エジプト政府は TRIPS 協定第 39 条 3 項に合致するものとの立場に基づき、医薬認可行政を続けている。

3. 情報管理者の権利および義務

3-1. 合理的管理者の義務

非公開情報の秘密性を保持し、第三者への情報漏洩を防ぐため、非公開情報の管理者は、組織内における情報の使用者を限定するなど、合理的管理者（日本の「善

管注意義務」における「善良な管理者」に相当する) に対して要求されるであろう情報の秘密保持に必要なすべての措置をとる義務を負う。

他者が、同法に定める以下の侵害行為を犯した場合、情報管理者はその行為を司法当局に訴えることができる（知財法第 58 条）。

- (1) 情報を取得する目的で、情報を入手した当局の職員に賄賂を贈る行為
- (2) 当局の職員に対し、当該職員が職務の結果として保有している情報を開示するよう促す行為
- (3) 情報に関する秘密保持契約を締結している契約当事者の一方に対し、同人が入手した情報を開示させる行為
- (4) 窃盗等の違法な手段により、情報が保管されている場所から当該情報を取得する行為
- (5) 詐欺的な手段により情報を取得する行為
- (6) 当該情報が秘密情報であり、かつ本条により禁じられた方法によって取得されたことを知っている第三者が入手した情報を使用する行為

3-2. 非公開情報の侵害とされない行為

なお、知財法第 59 条が、以下の行為は非公開情報の侵害に相当せず、公正な商慣行に抵触しない、と定めていることにも留意する必要がある。

- (1) 特許図書館、政府の登録機関、公表された調査、研究、報告等の公開された情報源から情報を取得する行為
- (2) 市場に流通している非公開情報を具現した特定の商品の検査、試験、分析によって情報の抽出を目指す個人の独立した努力によって情報を取得する行為
- (3) 非公開情報の所有者とは無関係な人物が行った学術研究、発明、開発、修正、改良等の作業の結果として情報を取得する行為
- (4) 情報が属する産業技術分野で活動する者にとって既知の入手可能な情報となっている情報を占有もしくは使用する行為

4. 非公開情報の侵害に対する法的救済

4-1. 民事上の救済

非公開情報を不正使用または開示された所有者が得られる救済は、エジプト民法に見出すことができる。エジプト民法第 163 条は次のように規定している。

「過失により第三者に危害もしくは損害を生じさせた者は、被害者に対する損害賠償の責を負うものとする」

また、エジプト商法（1999 年法律第 17 号）第 66 条の規定も、保護の根拠となる。同条は以下のように規定している。

「不正競争行為とは、商取引において順守される慣習および行動規範を侵害するすべての行為に適用される用語である。特に、商標、商号、特許もしくは取引上の秘密の侵害、…などの行為は、不正競争行為に含まれる。

かかる不正競争行為により損害を被った競業者は、不正競争行為者に対し損害賠償請求をすることができる。裁判所は、損害賠償命令に加え、損害を発生させる行為の排除を命ずることができる」

さらに同条の規定によれば、情報保有者は、被告の費用負担により、上記判決の要約を日刊紙一紙に公開させる権利を有する。

4-2. 刑事上の救済

知財法第 61 条に従い、非公開情報の侵害に対しては以下の罰則が適用される。違法な手段を用いて非公開情報を漏洩せしめ、または違法な手段により入手されたことを知りながら情報を使用した者は、10,000 エジプト・ポンド以上 100,000 エジプト・ポンド以下の罰金刑に処す。

前記の侵害行為が再犯に当たる場合、侵害者には 2 年以下の懲役ならびに 50,000 エジプト・ポンド以上 100,000 エジプト・ポンド以下の罰金が併科される。

平成27年度

新興国における知的財産
関連情報の調査

(編集協力：日本技術貿易株式会社)